

# 承暦本金光明最勝王經音義の以呂波歌について

—音図と色葉歌との交渉—  
近藤泰弘

## 序

承暦本金光明最勝王經音義（以下、本音義と略称）は、平安時代の国語資料として時に有名なものの一つである。

その巻頭。以呂波歌は現在残っている最古のものであり、

またその本文の知訓の万葉仮名をアクセントによって使

い分けていること<sup>(1)</sup>、その声点の体系が六声になっている

ことなどが知られている。一いよは歌は、慣用では、色

葉、伊呂波などと表記されるが、本稿ではこの音義の用

字へ大字で書かれた方に従って、以下以呂波と表記す

る。しかしながら、本音義には未だ明確にされていな

い点もいくつか存在するように思われる。本稿では、特

に巻頭の万葉仮名で書かれた以呂波（以下、「歌」省略）

に焦点をあてて論を進めてゆきたい。

なお、本稿をなすにあたっては、主に大東急記念文庫

刊の複製本（昭和38年発行）により、疑問。確認は原本

によった。また時に、東京大学国語研究室所蔵の影写本を参考にした。

### 1 以呂波における問題点

論に入る前に本音義、以呂波をここに示しておく。著

名なものであり、既に多くの紹介が存在するのであるが、

治字による翻刻の中にはまま誤植と思わゆるものが見ら

れることもあるからである。特に「之」の仮名に付され

た上声の朱声点は複製本では全く確認できず、影写本に

も朱点は差されていらない。しかし原本によるとほんのわず

かではあるが、朱点の一部が残存しており（第2図）

上声点であることは疑いない。

なお本音義には以呂波の次に濁音仮名の表が五十音図

先可知可付借字

惠 迴會	阿 由	耶 也	良 雁	餘 了	千 知	伊 呂
比 非	佐 作	万 未	年 无	多 不	利 建	波 八
毛 黨	伎 我	對 介	有 字	連 礼	奴 詔	耳 尔
勢 世	喻 由	不 布	為 謂	常 祖	流 留	奈 保
須 寸	女 馬	已 古	能 万	津 心	爭 速	一 反
	義 弥	衣 延	於 九	祿 年	和 王	止 都
	之 五	天 五	久 九	那 系	加 可	

[第1圖]

次可知濁音借字

我  
行  
義  
疑  
具  
下  
復  
吾  
五  
空  
自  
受  
是  
塔

嬰  
毗  
父  
天  
倍  
善  
駭  
陸  
地  
瑪  
頭  
徒  
弟

[第3圖]

(朱点) → 之

[第2圖]

の一部として示されているのでそれを第3図に掲げた。  
 (なおこの図も一応、字体を換して写したが完全ではない。  
 声点もわかりやすさのため、少々離れた所に記した  
 ものがある。)

この以呂波(及び音義の本文)にアクセントによる仮  
 名の使い分けがあることをはきりと示したのは金田一  
 春彦氏である。氏の論文<sup>(5)</sup>によつて、初めてこの音義の重  
 要性の一端が明らかになったのである。とこが氏の論  
 文の中で疑問点として残されたものには、今日において  
 もまだ確実な説明を与えられていない現象がいくつか存  
 在する。それを要約すると、おおよそ次の三点にまとめ  
 られるであろう。<sup>(6)</sup>

- 1 以呂波ではすべての音節にわたつて、平・上の声点  
 及びそれに対応して万葉仮名の使い分けが見られる  
 のに、本文では一種の仮名しか用いてない音節もあ  
 る。
- 2 以呂波は一個の文字と一個の小字がそれぞれ対にな  
 っているが、時に二個の小字(計三個)があがらな  
 っている。
- 3 以呂波の大・小の万葉仮名に対応させて、平・上の

声点が差されていようが、その基準が明らかでない(大字  
 は平声のように一定になつておらず、平・上の声点が一  
 見無秩序に付されていふ)。

まず、1の点については、金田一氏は転写の過程で、  
 もともと区別されていた本文の仮名字体が一種にまとめ  
 られてしまった部分があることを推測された。ちなみに  
 本文に用いられている万葉仮名(草体のものも含む)の  
 一覧を示すと次のようになる。

〔第一表〕知訓の仮名(\*印は濁音仮名)

ア阿安	イ以伊	ウ有宇	エ衣	オ於
カ加可何*	キ伎幾疑*	ク又九具*	ケ計介下*	コ己古
サ佐坐*	シ之志自*	ス須寸	セ勢世	ソ會
タ多太墜*	チ知智	ツッ徒*	テ天傳*	ト止
ナ奈那	ニ尔仁二	ヌ奴	ネ柰	ノ乃
ハ波ハ婆*	ヒ比非	フ不布父夫*	ヘへ	ホ保
マ万末	ミ美	ム牟	メ女	モ毛
ヤ耶世	ユ由			ヨ餘与
ラ良	リ利理リ	ル流留	レ礼	ロ呂
ワ	本鳥		エ惠會	ヲ乎



曆三年未四月十六日抄了」の奥書を辨つもの(1)は承暦三年の書字であると同時に、その時に撰述されたもの(即ち編者の原本)であるとされてゐる。築島裕氏もほぼ同様の見解を示され、更に本文中の仮名遣いの状態などから、本音義の撰述を承暦頃におくことに賛成してゐられる。(11) 二十の論に従つて、現在のこの音義が、承暦三年に撰された原本(または、転写を經てゐるにしてもその姿を原本のままとどめてゐるもの)と秀えて以下の論を進めることにしたい。とすこと、先に述べた金田一氏の説のように転写の過程で改変が加えられ、万葉仮名が統一されたとする説明は不可能になるのであり、他に原因を求めなくてはならないのである。

2としてあげた、以呂波に時に三個の仮名が示してあることについては、いまだ取りあげられたことがないからである。この説明については第2節で詳述したい。

3の万葉仮名の使い分けの基準については、各種の説が発表されてゐるが、大きく分けると次の四つにまとめ秀えらる。しかしどの説も、以呂波の中の大字に付された声点をたどつていつた場合を想定してゐる点では共通してゐる。

A 以呂波歌の意味にそつた当時の國語アクセントを反映してゐると秀える(12)

B 以呂波歌を唱える際のある種のふし回し(節奏)をつけてゐると秀える(13)

C 補志記のイロハ歌(貞享版・下巻、元禄版夫巻付載)と同様に、助詞・助動詞などの付属語的な語のアクセントを記憶するためのものとする(14)

D 各種の音調の組み合わせによつて、漢語のアクセントを習得できるよりに作られてゐると解釈する(15)

以下、この各説について少々検討してみたい。

まずA説については馬淵和夫氏による批判がある。氏は「類聚名義抄」と澤弁本『拾遺集』との声点から当時のアクセントを推定し、それと本音義、以呂波の大字に差された声点とを比較して次のような結論を導かれた。

「一致する部分もあるが、全体としてかなり相違してゐるという事になる。〔中略〕要するに、金光明最勝王經音義所載の「いろはうた」のアクセントは、全体としてみると、七音で、さる、ある種の「節奏」金田一春彦博士「コトバ。旋律」の國語字『第五輯』五七)であつて、アクセントはほゞいんこがあきらか

となった。

また、小松英雄氏も

「これが『色は匂へど……』といふ意味をさえてよん  
たはあいの、当時の語調をしめしているはずがないこ  
とは、七拍くきりにとのえられていふことだけから  
もあきらかであるが、念のため、他の文献を資料と  
して再構されたかたちと照合してみても、やはり大部  
分はくいたがっている。(中略)たまたま合致してい  
る少数の例も、偶然とみなしてよいであろう。」  
のように述べておられ、否定的である。結局、類似度の  
認定の問題になるわけであるが、やはりここでは諸家に  
従ってアクセントではないと考へるのが妥当であろう。  
この結論に本稿で特につけ加へるべきことではない。

日説については、広く資料を求められた上での論であ  
り、積極的に否定することは困難であるが、逆にその「  
節奏」がある種の旋律であるとしたら、小松氏や桜井茂  
治氏の指摘されるように、どのような意図・目的によつ  
てその型に定めていふのが提示されない限り、強い説  
得力を持たないとも考へられる。従つて日説も本音義の  
以呂波に対する説明としては未だた分ではないと言つて

もよいであろう。

次に日説に移る。この説によれば、以呂波に差された  
声点は、へ仮名くといふ語で示される主に助詞を中心と  
した一音節の付属語等(格助詞「ガ・ヲ・ニ」、サ変動  
詞の「ス」、入声韻尾「フ」「ツ」等のアクセントを  
指示したものであるとされる。この論は主に日補志記に  
よつてなされており、その文献(及びそれに類する論  
義書)のイロハ歌に関する限り、明確に実証でき問題  
はないと考へられる。しかしそれを本音義、以呂波に適用  
するにはいくつかの問題点が存在すると考へられる。

最も問題となるのは、本音義の以呂波が万葉仮名で示  
されていふことである。日補志記<sup>(17)</sup>等の片仮名のイロハ  
歌においては、それが片仮名交り文の中の助詞等の表記  
と関係づけられることはごく自然なことであるが、万葉  
仮名の場合、それに対応する表記体系が考へられるであ  
らうか。確かに院政期においても、万葉仮名による宣命  
体の表記は存在し得るが、ごく一般的なものではなかつた  
ことも確かである。また万葉仮名であることにこだわら  
ないとしても、本音義の以呂波、声点が、院政期のアク  
セントと正確に対応しているかどうかにしても疑問が



に思われる。

まず、この以呂波をどのように用いてアクセントを習得するのかが明らかでないように思われる。このように、すべて文脈をバラバラに分解しなくてはならないのだから、口で暗誦しているだけでは役に立たず、結局すべての型についての知識が最初からなくては使用しにくいのと云えらる。また先に示したようにすべてを網羅しているわけではないから、不便でもある。また統計的に考えてもこの論証は充分でないように思われる。試みに乱数表を用いて、全く不規則に●○が現れる列を作成してみようへ手まとの乱数表から、偶数↓○、奇数↓●として私意を加えず変換した。

- \* 乱数表は全く不規則な数字の列である
  - から、このうちこの○●を決定すると
  - 頓首を按ずて表↓○、上表↓●とした。
  - と同様にして、(at random)に
  - ○●の連続を作ることを、サイコロ
  - を振っても同様であるが、これは便利
  - なる方法があった。
- この全く不規則 (random) な分布を持つ○●の列から先

の半順で漢語のアクセントを抽出すると、十六種中の十四種までが含まれていることになり、むしろ以呂波からのものよりよい結果を得た。念のため乱数表の別の部分を使っても同じ実験をもう一度行。たが、そこでも十五種の型を得た。結局、D説のよさを作業はどんな配列からでも可能なのであり、この説もまた証明力が弱く思われる。(21)

以上のように、この以呂波に関しての先にあげた三つの疑問点については、未だ十分に説明されたいと言いがたいのである。本稿は、以上の三点を説明することを目的とするが、当面最後の3の点(平・上・大・小の使い分け)基準)については中心とし、その中で他の点にも触れよう。この以呂波には大字だけでなく小字の仮名に

### 2 以呂波と五十音図との関係

すでに見てきたように従来の説では、どの解釈も大字の音点をたどっている。本稿の場合、声調の分布を問題にしていた。しかしそう考えなければならぬ必然性は全くないと思ふ。この以呂波には大字だけでなく小字の仮名に

も声点があるのであり、またこの以呂波は本文の凡例の  
 ような性格がある以上、むしろ大字と小字とを一つの対  
 にして総体としてとらえる方が合理的であると考えられ  
 る。そこで、まずこの以呂波をそのまま一つの音韻  
 図表である五十音図の形に改編してみてもその内容を検討  
 することにする(なお「五十音図」の名称は後世のもの  
 であり、段・行の順序も現在とは異なるものが多くあ  
 ることはよく知られている通りであるが、ここでは名称  
 順序とも便宜、現在通行のものによる。それによつて以  
 下の論旨に影響がないからである)。結果は第5表のよ  
 うになる。

第5表(下段)を観察するとおおむね次のような傾向  
 があることが判明する。

- ア段 大字↓上声 小字↓平声
- イ段 大字↓平声 小字↓上声
- ウ段 大字↓平声 小字↓上声
- エ段 大字↓上声 小字↓平声
- オ段 (特に傾向は見られない)

各段に、二、三の例外はあるもののアとエ段に關しては  
 一応このような秩序があるものと認めてよいと考えらる

「第5表」改編した以呂波(上声の声点がある仮名を  
 囲って示した。それ以外は平声である。但  
 し「符」「和」には声点がない)

阿	加	佐	多	那	波	万	那	良	和
安	可	作	太	奈	ハ	本	ハ	國	王
以	伎	之	千	耳	比	美	比	利	鳥
有	久	須	津	奴	不	牟	不	國	調
衣	計	勢	天	祢	女	女	女	連	惠
於	己	曾	止	能	本	田	本	呂	乎
	因	祖	園	乃	園	園	園	園	遠

る(特に秩序の見られないオ段と対比してみると差がは  
 っきりとする)。先に口説の批判で示したのと同様に乱  
 数表によつて無秩序な連続を作つて追試を行つたがこの  
 ような結果にはならなかつたこともつけ加えておきたい。  
 このように、五十音図の形にすると、あふ種の体系が

現れてくることから、この以呂波は本来、音図の形を持つたアクセントを示す表(第5表)のようなものである。だが、何らかの事情で以呂波の形に改編されたものではないかと考えらるるのである。

と云うこの傾向には各版、二・三例の例外が存在する(ア版の「マ・ラ」、イ版の「シ・井」、ウ版の「ス・フ・ル」、エ版の「ケ・レ・マ」)。これは本説の弱点であり、元の秩序が偶然ではないかと疑わされるものである。

と云うがその例外箇所逆に注目してみると、そこには以呂波で小字も二つ持つ部分がある集中していることが判明する。更に、本音義の本名の仮名は以呂波による二種を用いてない部分も存在するが、一定書き分けを行って行っているように見える部分(アクセントと必ずしも厳密に対応してはなくても)少くとも本文で二種以上の仮名が用いられる部分、以上の例外箇所と重なるのである。その状態を示したのが第6表である。

「第6表」 例外的部分の一覧

- ↓ 本文で二種以上の仮名が用いられている
- △ ↓ 以呂波で二小字を持つ
- × ↓ 五十音図に改編すると音調が逆になる

エ ○ △ ×	イ ○	ウ ○	エ ○	オ ○	カ ○	キ ○	ク ○	ケ ○	コ ○	カ ○	キ ○	ク ○	ケ ○	コ ○
フ ○	ヘ ○													
マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○	マ ○
シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○	シ ○
ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○	ス ○
ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○	ル ○
レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○	レ ○
メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○	メ ○
ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○	ヤ ○
ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○	ヨ ○
ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○	ラ ○
リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○	リ ○
ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○	ロ ○
ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○	ハ ○
ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○	ニ ○
ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○	ホ ○
ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○	ヘ ○
ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○	ト ○

と云うがその例外箇所逆に注目してみると、そこには以呂波で小字も二つ持つ部分がある集中していることが判明する。更に、本音義の本名の仮名は以呂波による二種を用いてない部分も存在するが、一定書き分けを行って行っているように見える部分(アクセントと必ずしも厳密に対応してはなくても)少くとも本文で二種以上の仮名が用いられる部分、以上の例外箇所と重なるのである。その状態を示したのが第6表である。

この表は、ほとんどの場合、特に○△×の箇所が五つも出現することは注目される(計算すると、 $\frac{1}{50}$ の確率)となる。実際には与切であるから約5倍となり、統計的に有意な差と見えてくる。また全体として○の数が多いため、○による△や×が引き起こされた、即ち、書き分けようとしたことが原因となり、それによって音調の例外や二つの小字が起ったものをと推定される。<sup>(23)</sup>

このまでの解釈をもとにして推定すると、次のような過程を考へることになる。この合理的な説明が可能になるように思う。まず何らかの文献にこの音義と同様のアクセントによる仮名の使い分けがあったと考へる(恐らくその文献も音義の類である)。一た、以下「もとの文献」

と呼ぶ)。そしてその「もとの文献」にその音義と同様な以呂波が付載されていたらと考える(それを以下「もとの以呂波」と称する)。その「もとの以呂波」の姿は次のように想定する。

・すべて大字と小字の対かゝる(二つの小字の部分が  
はない)

・音図の形から改編されたものであった。従ってそれを五十音図に復元した時のアとエ段の声点は例外なく大、小字と関係づけられていた<sup>(24)</sup>

次に「もとの文献」を参考にして本音義の撰者が似たものを作成しようとして、以呂波を凡例として本文を作成することを試みた。しかしその際の方針が明確でなかったのといえる不都合が起きた。

1 書き分けを試みた仮名に関して必ずしも「もとの以呂波」の声点の上・平を守らずに本音義の以呂波の声点を差したために、結果としてこの以呂波を音図の形にすると、上・平の例外となつて表れる。撰者の自主性のためにかえつて体系が乱されたものがある。

2 「もとの以呂波」にあつた仮名の使い分けを完全に

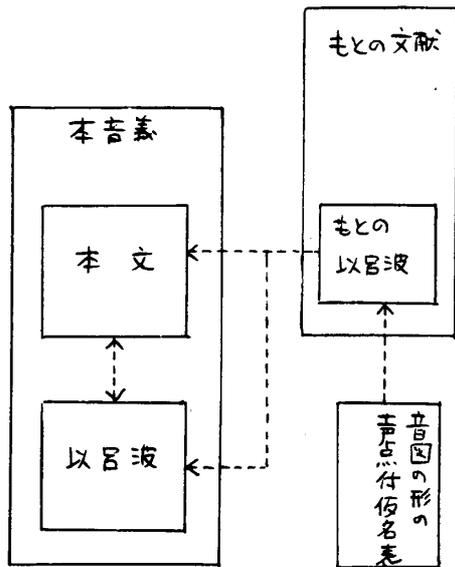
は行わず一種の仮名しか用いなかつた所がある。そのために本音義の本文では以呂波における書き分けが一部分しか行われていない。(しかし、書き分けを行わず一種の仮名しか用いなかつた場合には、「もとの以呂波」から、二つの仮名と声点も含めてそのまま写したものであつた。そのため第6表に示したように、書き分けの行つてない仮名には例外的事象がほとんど発生していない。撰者の怠慢のために、原型が保持されなつてゐる。)

3 「もとの以呂波」にならぬ仮名を用いようとして、本音義に以呂波を付す際に、自分(撰者)が余分に使用するための仮名をつけ加えざるを得なかつた。それが即ち三字(二つの小字)の部分である。

以上のように本音義において独自性を發揮しようとした部分において(その仮名に集中して)体系がこわれるという皮肉な結果を招いたものであると考へらる。

この推定によると、以呂波で三字あるものの中にはこれは、本音義の作成の際のつけ加えである。

A B C  
万麻未計介不将女馬之志惠比非毛裳



〔第4図〕

それは恐らく右の方のイ字(図のC)であるかと考えられる。理由としては、まず第一に、AとBとは必ず声点で示された声調が並になつていて体系的に他の「ア」と「イ」を行す。それに對してCにはそのような制限はない。さらに本文について核するに、この三字のうちAとCが主に本文に用いられ、Bは使用されていらない(但し「毛敷」では「毛」のみが使われ、「比較」では「比」「非」が使われ、例外となる)。以上の二点から「もとの以呂波」ではAとBとが対して存在していたところから、この音義の撰者がこれを加えて、この以呂波としたのであると推定されるのである。(25) 今こゝまで述べてきた過程を図に示すと次のようになる(第4図)。

もちろんにあげたものより更に複雑な過程もあり得ようが、最低限の外だけのプロセスは必要であると考える。例えば、以上のような過程を経ずに本音義の撰者が五十音図の形から直接この以呂波に改編したとするなら、矢ほどの例外的事象の説明が困難になる。またこの音義が全体的に、不統一な面を持つていふことについて、このような二段階の成立を考へることによつて説明が与えやすくなると思う。すでに金田一氏の指摘されているように、本音義では以呂波で指示された声点と、本文での用法がくい違つたり混乱したりしている例がかなり多い。また最近では相磯裕氏によつて、金田一氏が使い分け有りりと認められた「シ」の仮名において、もそれを疑問とする見方が提出されている。(26) 個々の問題に立ち入つて考へるとはしないが、これらの不整備な点は、この音義にとって以呂波があくまで借り物であつたという所に原因すると見たいのである。

本稿の筆者としては以上示した過程はかなり確実なものであると考へてゐるが、たとえそれを認めないとしても、本音義の以呂波がいつかの段階で五十音図の形から改編されたものであることだけは論証し得たものと考へる。

もちろん本稿で解明できなかった事柄もいくつか残っている。才段だけはなせ秩序を示さないのか。また注(25)で述べたようなこともある。しかし、これらは、今後の解明は必要とするものの、本説にとって決定的な障害とはならない種類のものであると考ええる。逆に、第5・6表で示したような秩序は、五十音図からの改編を考えない限り説明不可能なものである。そしてそれは従来の諸説との両立を許さない性質のものでもある。本稿の仮説を新たに提唱する所以である。

なお、五十音図から以呂波への改編の理由としては、やはり以呂波の方が夙例としてより適していると考えられるためではなからうか。音図は、あくまで音韻相通の理を示した図表であつたと思われるのである。

### 3 万葉仮名の使い分けの基準

先に述べたように、大字・小字と平・上声とは次のような関係を持つていた(第5表参照)。

ア段 大字↑上 小字↑平  
イ段 大字↑平 小字↑上

ウ段 大字↑平 小字↑上  
エ段 大字↑上 小字↑平

以上のような関係が生じた理由はどのようなものであるのか。また大字・小字の対はどのような基準で選ばれたものであろうか。即ち考へるべき問題は次の二つである。

α この以呂波の中で平・上の声点・差さかっている文字は、それぞれどのような基準で選ばれているのか。

β 五十音図の形にした場合、なせ段によって、大字に選ばれるのが平であつた上であつたか。タリするのか。

αについてはまずαの問題について考へてみよう。これについてはも金田一氏による説がある。氏は、平・上の区別については差声さかっている漢字の吳音の音韻によるものであるという案を示された。その部分を引用する。

「しかしして、「法華經音」・「法華經單字」などの文献を参照すると、この音義の本文の中で上声の点が差さかれば、且この「ハ」は「歌」でも上声の点が差さかっている文字は、大抵吳音で上声。又は去声の文字であり、この音義の本文並びにこの「ハ」は「歌」にありて平声の点が差さかっている文字は、大抵吳音で平声。又は入声の文字であることが知られる。」

しかしながら、實際にあたり、てみるに、すでに述べたように本書義の以呂波の本文においてさへ不統一がある上に、日法華經單字<sup>27)</sup>と比較しても合致しない例がいくつも出てくるのである。これは金田一氏も気づいておられ、次の箇所の注として次のように述べられている。  
 「但し総てが総て吳音の四声に合ッてゐるわけではな<sup>28)</sup>い。それらは吳音から転じたという知音の四声に依つたものかと思ふ。「津」「女」などは和訓のアクセントにハッたものであろう。」

しかしこの二点を合わせ考えにしても、氏の説には現在の字音研究の状況から見ると疑問とすべき点が多い。例えは奥村三雄氏<sup>29)</sup>、沼本克明氏<sup>28)</sup>などによつて明らかになつてきたように、吳音の声調は本来、平去入の三声体系である。こゝ上声は聲母上の變化や去声字の上声化(一音節字)によつて出現してきたものであることを問題とすべきであらう。即ち、本来、上声の存在しない吳音の声調によつて、和語のアクセントの高・低と対応させるという発想が生じたさうかといふ疑問である。後述するよりに、以呂波の次に記された濁音仮名の五十音図(第30)図参照)は明らかに吳音の体系で差声<sup>30)</sup>を付けているが、

それには平と去しかなく、上声は現れない。従つて当然本文のアクセントとは対応しないものになつてゐる。吳音で声点が差されたなら、このなりのが自然ななりゆきである。また例外の処理に於して金田一氏は「吳音」の四声の体系とは異なる「和音」の体系を想定しておられるかのようであるが、少くとも声調体系に関する限り両者の区別は不要であることは沼本氏が示しておられる通り<sup>31)</sup>である。

原理的な面からの考察はさておき、各文字を個別的に考へてみたい。日法華經音<sup>32)</sup>は一部にしか声点がなく、日法華經單字<sup>33)</sup>は掲出字に加えられた聲点と反切字<sup>32)</sup>に加えられた声点とはその様相が異なるなど、とりあつかりにわすらわしい問題が存する。そこで本稿では全体的な傾向を見るために、以呂波の中の文字の漢音の声調を示しておくことにしたい。資料は便宜上、日法華經に依り、複数の声調を持つものは、最も代表的と思われれる意味のものを採用した(＊印のもの)。四声による。また訓仮名と思われれるものについては空欄とした。

「第7表」以呂波の万葉仮名の漢音声調

(以呂波の声点を付して参考とする)

古	己	介	氣	計	九	久	羨	伎	可	加		於	延	衣	宇	有	伊	以	安	阿		
上	上	去	去	去	上	上	平*	上*	上	平		平*	平*	平*	上	上	上	上	平	平		
都	止	豆	天	ッ	津	知	升	太	多	祖	曾	世	勢	寸	須	志	之	作	佐			
平	上	(臣) 上*	平	(四) 平	一	平*	一	去	平	上	平	去	去	去	平	去	平	去*	去			
保	本	反	入	布	不	皮	非	比	八	波	乃	能	年	祢	沼	奴	尔	耳	奈	那		
上	上	上*	(部) 上	去	上*	平	平*	上*	入	平	上	平*	平	上	一	平*	(爾) 上	上	去	平*		
与	餘			由	喻			也	耶	文	業	毛	馬	面	文	无	牟	弥	美	末	麻	万
上	平			平	去*			上	平	平*	平*	上	去	一	平	平	平*	上	入	平	去	
速	乎	會	迴	惠		謂	爲	王	和	路	呂	礼	連	留	流	理	利	羅	良			
上*	一	去	平	去		去	平*	平	平	去*	上	上	平*	平*	平	上	去	平	平*			

とこの古来、漢音と吳音の四声は次のように並対すると言われている。

漢音	平	上	去	入
吳音	去(上)	平	入	平

この観点から果の表を見たとへ加(平)一可(上)くのように二字とも並対した「ペア」になつてゐるものばかり多し。それに対して「林」上(一)年(平)くのような同声調の「ペア」はごく少い。以上は金田一説に有利な現象である。但し他の多くの「ペア」はその中間的存在(とちうが例外となつてゐる)である。これは不都合な面である。しかしながら、先の「漢吳音対法則」は實際の吳音資料に即して見ると、一部の字にしか妥当しないことが諸家の研究により明らかになつてゐる。依つて案の表はあくまで参考にとどまるものである。一応の結論としては「吳音の四声に合つてゐると言えなくもない」といふところである。これに対して先述の如く濁音仮名の五十音図の濁音点は右の韻母の四声と並対することが知られてゐる。これはこの音図と以呂波との異質性を示してゐるものである。したが、前節の結論にそれを合せるならば、本音義が、「もとの文献」から借り受けられたのは以

呂波だけであって、音図はまた別のものによつてなるといふことも指定されよう。

それはともかく、このように金田一説が充分でない以上、先に示した乙の疑問(平・上の基準)はまだ解決が与えられていないと言つてよいであらう。ここではこの問題はひとまず置いて、乙の疑問(大・小の使い分けの基準)について、次に考察してみよう。

ところで本音義に見られる仮名の使い分けは上代特殊仮名遣には関係がないというのが金田一氏以来の定説であらう(「己」「古」については問題を残す<sup>(34)</sup>)。確かに本音義の本文では「は」「ふ」等に区別があり、「み」等には区別がないのであるから一応それは認められる。しかし、すでに述べてきたようにこの音義の本文と以呂波とは別個のものとして扱ふべきものであるから、ここでは以呂波のみを分析してみることにする。そこで、以呂波の中から上代特殊仮名遣に関係ある音節を抜き出して、大字・小字で分類すると次のようになる。(「ニ」では、三小字などの例外を持たない「も」の以呂波<sup>(35)</sup>を使ふべきであるが、第2節の議論と一応切り離して論を進めたいので本音義の以呂波を用いる)

「第8表」大・小字と上代特殊仮名遣の関係

大字	小字	大字	小字
己(2)	古(甲)	伎(甲)	義(2)
曾(2)	祖(甲)	比(甲)	非(2)
止(2)	都(甲)	美(甲)	皮(2?)
能(2)	乃(2)	計(甲)	弥(甲)
毛(甲)	棠(?)	入(甲)	氣(2)
餘(2)	文(?)	女(甲)	介(甲)
呂(2)	与(2)		反(甲)
	路(甲)		面(甲)
			馬(甲)

結果はこのようにイ・エ段では、大字は甲類、才段では逆に大字は乙類となつており明確な対比が見られる(但し「毛」は例外となるが、「毛」の甲乙は古事記にしか見られないのであるから除外して考へてよいかもし水ない)。小字の方はその逆になつていすがこゝには例外も多い。ここに見られる傾向は偶然とは考へにくい。また合理的に説明することもひじょうに困難である。一応、次の二つの解釈を考へそれぞれについて検討してみたい。

イ「も」の以呂波(あるいはそのもとに存した音図)が上代特殊仮名遣の存在した時代に作られたために

何らかの事情でその音韻体系が「もと、以呂波」に  
取り込まれた。

ロ「もとの以呂波」(またはそのもとになつた音韻)

に於ける何らかの意図的な仮名の使い分けが、上代  
特殊仮名遣と関係のあるものであつた。

まずイについては考へてみる。イは「うた」の成立  
年代については諸説があるが、今のところ十一世紀後半  
とする見解<sup>(36)</sup>がおだやかなところであらう。これに對  
し、岡田英雄氏は行遍の「參語集」の記事によつて、イ  
ロ八分類の「梵語辭書」梵漢相對<sup>(37)</sup>が延喜年間に成立し  
ていたとされて<sup>(38)</sup>いる。とするところには「うた」の成  
立は十世紀初頭にまでさかのぼることになるが、これも  
日參語集の記事だけが頼りなのであり完全に信頼でき  
るわけではない。矢の大・小字における甲・乙の使い分  
けをその時代の音韻の反映だと考えると、「き・ひ」「  
ニ・エ・ク・コ」では対立が保たれて<sup>(39)</sup>いることになるが、  
これを實際の万葉仮名資料と対照してみると、日新詠草  
藏經音義私記<sup>(40)</sup> (ハの頃)と状態が同じであることに  
なる。当然、原「い」は「うた」は「え」以前に想定す  
ることとなり、あまりにも早すぎるように思える。また

四十七音であつてヤ行の「エ」を残している「い」は「う  
た」の上代特殊仮名遣との取り合わせはそれ自体矛盾  
したまのとも考えらる<sup>(40)</sup>。このようになつてイの考へは  
成立困難であると言えよう。

ロについては具体的には、仮名の通用度という基準が  
考へらる。一般に才列の仮名では平仮名の字母となつ  
て<sup>(41)</sup>いるものは乙類の文字であり、乙類の仮名の方が一般  
的であつた。またイ・エ列では逆に甲類の文字が平仮名  
の字母となつて<sup>(42)</sup>いることが知られて<sup>(43)</sup>いる。とすると、仮  
名の通用度によつて大・小を決定したが、それが特殊仮  
名遣と前述のような関係を保持つたために、一見特殊仮名遣  
によつて分類されて<sup>(44)</sup>いるかのような外観を呈して<sup>(45)</sup>いると  
考へることができるのである。問題となつて<sup>(46)</sup>いる仮名の  
平仮名(現在通行のもの)の字源を示すと次のようにな  
る(これはは通用度、高い万葉仮名であつたであらう)。

- こ 己(乙)      も 毛(甲)
- そ 曾(乙)
- と 止(乙)
- の 乃(乙)
- よ 与(乙)
- る 呂(乙)

五 幾(乙) け 計(甲)  
 ひ 比(甲) へ 部(甲)  
 み 美(甲) め 女(甲)

第5表に掲げたようにこの文字に関する限り、この平仮名の字源となつた仮名が大字に選ばれてゐる(例外は「餘」と「伎」)。となると、大字に選ばれたのは通用度の高い仮名である結論してもよさそうであるが、この字がこれ以外の仮名について、大・小と平仮名の字源との対応を調査してみるとその関係はほとんどないと言つてよいほどである(大字が平仮名の字源となつてゐるのは全26例であり半数に過ぎない)。平仮名の字源に拘泥しないにしても、大字には通用度の低い仮名ばかりが含まれてゐることはすでに小松英雄氏も指摘しておられる。例えば「耳」「本」「聊」「喙」「連」の類である。従つてこの以呂波全体が通用度の基準で統一されてゐるとは言いがたい。しかし部分的にはあるがそのように観点が含まれてゐると見ることは全く不可能ではなからう。

以上のようにここにあげた仮設は不十分なものであり証明力も弱いものではあるが、イに比べて口の設の方

が考えやすいことである。当面本稿の結論としては仮名の通用度による大・小の使い分けが一部に適用されてゐたとしておきたい。

平・上の声点と万幸仮名との関連については今のところ解決の予がかりすら得られない。たゞここでもひとつ注目すべき観点が存在するのでそれを解説しておこう。第5表に示したように、この以呂波では大・小は特殊仮名遣の上で甲・乙のペアをなし、声点の上でも平・上のペアをなす(現象上は)。従つてもしこの以呂波を凡例として嚴格に守るとすれば、甲・乙を守ればアクセントが不正になり、アクセントに合わせれば仮名遣が合致しなくなるはずである。(42) とこの字がここでももしこの本文の「コ」の仮名については、特殊仮名遣もアクセントもどちらも満足してゐるかのよに見えらるることである。従つて、この「己・古」の使い分けを金田一氏はアクセントと見、大野晋氏は特殊仮名遣としておられる。(43) この事象については相磯裕氏に詳論があり、特殊仮名遣側に賛意を表しておられるが、その結論自体には特に反論すべき根拠もない。しかしこのような状況を生む契機が、この以呂波自体に含まれてゐることは興味深いことである。

4 まとめ

二ニまで本稿では次の二点を論じてきた。

1 本音義、以呂波はいつか、段階で五十音図から改編されたものである

2 大字・小字の使い分けには仮名の通用度という基準が適用されている

3 平声・上声は五十音図の各段ごとに統一されてはいるが、二点については明確でない点が多いが、時に一については一応の成果を得たものと考える。

「いろは(うた)」が、どんな目的を持ってこのようにして作られたかは依然として謎である。しかし本音義における「以呂波」のあり方はそれにくつかの暗示を与えていよように思われる。但体発生は系統発生を繰り返すというテーゼが二ニにも適用可能としたら、「いろは(うた)」「たぬに(うた)」と順に系譜をさかのぼり、その前身としての「あめつち(うた)」は、音図をもとにしてそこから組み変えられて作られたとする(松井善夫氏の説にもある種、傍証を与えるものではな

らうか。また「いろは(うた)」が、「仮名手本」としてではなく、(南都あるいは真言宗の世界の中で)何らかの音韻学的立場から作られたとする諸先学の見解にも有力な根拠となろう。

もちろん、本音義、「以呂波」と、最初に作られた「いろは(うた)の原成形態」とは別に論ずべきであるとする松井善夫氏のような意見<sup>(4)</sup>が存在することは充分理解できるとは、それにしても状況証拠はますます「仮名手本説」に不利であることは間違いないであろう。

【注】

- (1) 金田一春彦「金光明最勝王經音義に見える一種の万葉仮名遣について」(『国語と国文学』昭22・11)
- (2) 小松英雄「平安末期畿内方言の音調体系」(『国語学』39・40輯、昭34・12、昭35・3、後に『日本音調史論考』へ昭46・風間書房へ所収)
- (3) 本音義には巻末にもイロハ及び五十音図が片仮名で記されているがこれは秀桑の対象としなかつた。
- (4) 「え」の下の左側の文字も虫損のためは、モリシナ。」「セ」と秀桑の見方もある。なお「符・知」の二字には声点が差されていらい。また、古辞書音義集

成集二冊⑫の本音義の影印(昭56・12、汲古書院刊予定)はカラ・印魚なので「え」の発声点は判読可能である。

(5) 注(一)文献・以下氏の説はみな同様。

(6) 金田一氏は声点が時に圍点で示されることも疑問としてあげられたが、これは原本を見ると圍点は存在せず現時点では問題にならぬ。

(7) 以下ことわりない限り本文とは漢字に付された万葉仮名和訓を指し、万葉仮名による音注は扱わない。仮名音注にありては、以呂波の声点は被注字の声調とは対たせず和訓の場合とは性格が異なるためである。このことは次の文献によった。

清水 史「承暦三年鈔本金光明最勝王経音義音注攷」  
— 意訳漢字の場合・声母篇 — 「野州国文学」  
27号、昭56・3

(8) 万葉仮名を二字以上用いた字音注。漢字一字の同音字注は除く。

(9) 川瀬一馬「承暦鈔本金光明最勝王経音義解説」(昭34・3、五島昇)

(10) 繁島裕「国語資料としての東国文庫蔵本」(大東)

記念文庫・文化講座シリーズ(二)、昭39

(11) 同「平安時代語新論」(昭44、東京大学出版会) 五一頁。

(12) 金田一春彦注(一)論文、また次の文献。

繁島裕注(11)文献、六〇二頁

(13) 馬淵和夫「いさはうた」のアクセント」(国語学

23輯、昭30・12、日本漢学史の研究Ⅱ(昭38、日本学術振興会)所収)

(14) 桜井茂治「伊呂波音譜考」アクセント史料として」(国語国文Ⅱ昭45・5、補説の研究Ⅱ所収)

(15) 亀井孝他編「日本語の歴史4種リゆく古代語」(昭39、平凡社)一一三頁。

小松英雄「いさはうた 日本語史へのいさはうた」(昭54、中央公論社)など。

(16) 馬淵和夫、注(13)文献、一一二九頁。

(17) 小松英雄「阿文郡々から以呂波へ」(国語研究Ⅱ 19号、昭39・12、日本声調史論考Ⅱ(注2参照)所収)

(18) 注(14)・(17)文献。

(19) 例之は日法筆論義草(東大寺圖書館蔵・平安中

と後朝字)のよきなものが想定される。

(20)注(17)文献、七三一頁。

(21)旋律はどんな形であつても型の種類さえ導き出せればよいという考えもあるかもしれない。しかしどんな旋律でもよいならそれを暗誦する必要もないわけであり、このよきな方式自体の存在意味もなくなるのである。なお注(15)文献等て提出された「あめつち」についての同種の解釈についても乱数を用いて追試してみたが、やはり種々の型を取り出すことができようと思ふ。結論は以呂波の場合と同じことになる。

(22)以呂波についてを問題にしてゐるのだから、清音仮名に限る。

(23)この立場から逆に考えれば、 $\times$ や $\Delta$ だけの所でも、 $\circ$ になる可能性はあつた、つまり書き分けの意図はあつたが結局二字使用することはなく中途半端に終つたものと見ることが出来る。

(24)本稿の推定方法では才殿については何の情報も得られないので扱えない。以下でも特に融れずそのままにしておく。声点以外については果す節で詳述する。

(25)但し、「 $\Delta$ ・ $\times$ ・ $\circ$ 」は以呂波に用いられていないの

に本文で使用される。これらがなぜ以呂波に加えられたか、たがは明らかでない。尤の「毛」「比」の問題と合

わせ、何らかの偶然的な要因を考へるべきである。

(26)相模裕「承暦三年本」金光明最勝王経音義の「古」と「己」(『国語国文』昭54・9)

(27)奥村三雄「吳音声調の一性格」(『訓点語と訓点資料』14巻、昭36・10)

(28)沼本克明「吳音の声調体系について」(『国語学』107集、昭51・12)

(29)前記(注28)沼本氏の説に従ふ。

(30)馬淵知夫「日本韻学史の研究」九二八頁。

(31)注(28)文献。

(32)同右。

(33)最近では次のよきなものである。

沼本克明「吳音系字音の祖系音について——声調体系から、接近、試み——」(『国語国文』昭53・7)

高松政雄「吳音声点の性格」(『国語国文』昭55・3)

(34)注(26)文献に詳し。本稿第3節末でも少々融れたいところがある。

(35)もし五十音図に訂して復元した「もとの以呂波」

を用いると第9表の中で、小字の下のものはなくなり  
「許」と「夏」の声点が在りなるが論旨に変更はない。

(36) 注(一) 文献、六〇四頁。

(37) 岡田希雄「色業歌の年代に関する疑問」上(下)「

日国語国文」昭四・六・七)

(38) 馬淵和夫「国語音韻論」(昭四六・五岡書店)の諸文

料を利用させていた。厳密には若干相違する。

(39) 「いろは」(うた)「も四十八音であった可能性を説

いた分の論文もある。なお、本書巻の収録は、小字にヤ行、延

巻、井本「いろはうた」(『月刊言語』昭四・二、言語

空間)

(40) このことについては充分な考察が必要であるが、こ

こは後述できない(後掲の關係上)。

(41) 注(五) いろはうた、四七頁。

(42) 両者に平行的な關係が存在しないためである。

(43) 大野晋「上代仮名遣の研究」(昭四六・岩波書店)三

三頁。

(44) 注(二) 文献。

(45) 巻末「あまのつち」の誕生のほなし「日国語国文」昭四

四(注) 文献、六〇四頁以下。昭四五(五)

(47) 注(四) 文献。

「付記」

本稿を成すにあたって、資料閲覧についで大東急記念文  
庫御当局各位、特に岡崎久司氏には種々御高配を賜った。  
遠藤嘉基先生には御指導御厚情を忝うした。特に記して  
感謝申し上げる次第である。また草稿、段階で閲読をい  
ただいた筆島裕先生にも御礼申し上げたい。